

令和4年度宝塚市^{がい}障害福祉サービス継続支援事業補助金の交付に関する手引き

宝塚市^{がい}障害福祉課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染者等に該当された方に対して、自宅待機中に居宅介護や重度訪問介護等のサービスを提供した障害福祉サービス事業所等に対し、サービスに直接従事する職員への手当を支給することを目的として補助金を支給します。

2 支給対象期間

感染者等に該当した日から14日間まで

※ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

※令和4年3月31日以前の提供分は対象となりません。

3 支給対象事業者

感染者等に該当した宝塚市民に対して、支給対象期間中に以下のサービスを提供している事業者

サービス種別	サービス名
障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 その他市長が特に必要と認める障害福祉サービス等

4 支給額

感染者等1人に対してサービスを提供した日において、1日につき4,000円

ただし、12月29日から翌年1月3日にサービスを提供した場合は、1日につき8,000円とします。ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

※今年度より兵庫県が実施する「支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォローアップ体制強化事業」との併用は不可となりましたので、ご注意ください。

5 感染者等の定義

感染者等とは、以下のいずれかに該当する利用者になります。

- ① 感染者又はみなし陽性者と診断された者
- ② 国立感染症研究所感染症疫学センターが定める新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版）に定義される濃厚接触者に該当するもの
- ③ 感染が疑われる者でPCR検査の結果、医療機関等により陰性と診断されるまで

の間の者

- ④ 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者
- ⑤ その他市長が認めた者

6 支給申請の流れ

- (1) 申請書の受付開始：8月1日（月曜日）
- (2) 補助金の支給時期：申請受付後3～4週間程度

7 申請手続き

- (1) 申請受付期間：8月1日（月曜日）～令和5年2月28日（火曜日）【予定】
※令和5年2月28日の消印有効（令和5年2月28日までのサービス提供分）
- (2) 申請方法

郵送もしくは窓口にて申請書と添付書類を提出してください。郵送で提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお願いします。

【宛先】〒665-8665

宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所 障^{がい}碍福祉課 福祉サービスチーム

- (3) 申請に必要な書類の入手方法

宝塚市のホームページからダウンロードできます。

URL: <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kenkofukushi/shogaisha/1037947/1038688.html>

- (4) 申請書類と添付書類

①申請書

市所定の様式に記入または入力してください。

②添付書類

書類名	書類の内容
・サービス提供の記録の写し	補助金の交付対象となるサービスを提供したことが確認できる書類
・個別支援計画	濃厚接触者等がサービス支援を受けていることが確認できる書類
・感染者等確認書	感染者等に該当していることを証明する書類 ※証明を裏付ける書類等があれば添付すること
・通帳の写し	振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの ※振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者）と同じ名義にすること

- (5) 申請書の審査

申請書の内容について、担当課から問い合わせさせていただく場合がありますので、

ご協力をお願いします。

申請書の審査の結果、補助金の支給・不支給が決定した時は、補助金交付（決定・却下）通知書を、申請者の所在地に発送します。

(6) 補助金の支払い

申請を受け付けてから支給までは3～4週間を予定しています。

(7) 補助金の返還

補助金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、補助金の交付決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

(8) 留意事項

本補助金はサービスに直接従事された方への手当です。従事された方へお渡しいただきますようお願いいたします。

本補助金は当該年度の予算の範囲内で交付（先着順）いたします。申請いただいた方すべての事業所に交付されるわけではありませんのでご理解願います。

【お問い合わせ】

・宝塚市 健康福祉部 障碍福祉課 福祉サービスチーム（TEL：0797-77-2077）